

『侯鯖録』所収「鶯鶯伝」本文について

小松建男

I はじめに

唐代の小説は、作者が作品を完成させた時（唐）、作品が現在見られる本文で初めて刊行された時（宋）、現在手にしうる版本が刊行された時（明）の三つが一致しない。今回取り上げる「鶯鶯伝」の場合、『太平広記』所収の本文が最も古い。しかし作者元稹の生卒年は779-831年である。『太平広記』は宋の太平興国6（979）年に完成しているが、我々が手にしうる版本としては明の嘉靖45（1566）年に刊行されたものが最も古い。

宋から明にかけて600年程のあいだ本文が変化しなかったとは考えられないし、たとえ明版『太平広記』が宋代の姿をそのまま伝えているとしても、作品の完成からすでに100年近い時を経ている。他の唐代の小説の本文も「鶯鶯伝」と状況は同じで、考古学的な発見でもない限り、宋以前に遡れない。そうだとすれば、明代の版本から一気に唐代に進むのは無謀であり、我々はまず中間点にあたる宋代まで600年遡ることを目指すべきだと思われる。

そのためには、まず今手に入れうる唐代小説の本文を相互に比較し、それらの本文の違いが何に由来するのか、利用した古い資料を踏襲した結果なのか、出版時の変化（不注意による誤り・意図的改変）なのかを考え、今手にしうる本文から何が見えてくるのかを明らかにする事から始める必要がある。『太平広記』の次に古い資料である『侯鯖録』所収の「鶯鶯伝」本文（以下「鶯侯」と略称する）を取り上げ、この資料から宋代の「鶯鶯伝」について何がわかるのか、その可能性と限界について探してみたい。

II 『太平広記』と他の資料

『太平広記』のように「鶯鶯伝」本文の全文を収めているわけではないが、

宋代の「鶯鶯伝」本文の節録，引用を含んでいる書物は四種類ある。これを成立年代順に並べると『侯鯖録』（作者の生卒年は1061-1134），『類説』（1136年刊），『緑窓新話』（1163年以後成立？）¹⁾，『董解元西廂記』（作者は1180-1208頃活躍した人物）となる。これらも成立年代は宋代であっても，現存する版本は皆明代のものであるので，これを出版年代順に並べると『董解元西廂記』²⁾（1557），『類説』³⁾（1626），『稗海』所収『侯鯖録』⁴⁾となり，このほかに『類説』，『侯鯖録』は明抄本⁵⁾が，『緑窓新話』⁶⁾は成立年代不明の抄本がある。

『太平広記』は，この四種の資料と比べると成立年代が少し離れているばかりでなく，本文を比較してみてもこれらとの間に違いが目立つ。つまり『太平広記』以外の資料は年代的にも，本文の上でも『太平広記』と対立する一つのグループを形成していると言える。『太平広記』と他の四種の資料の相違で特に目立つものの二つの例を挙げておくことにする。まず『太平広記』では

1 a 不能定情，致有自獻之差

となっている箇所が，『緑窓新話』以外の三種では，

1 b 不能以禮定情，松柏留心，致有自獻之差

となっている（『緑窓新話』は削除が甚だしく該当箇所が存在しない）⁷⁾。

また『太平広記』の本文は，

2 a 有張生者，性温茂，美風容（111字略）張生遊於蒲，蒲之東十餘里。有僧舍曰普救寺，張生寓焉。

となっている箇所が，

2 b 余所善張君，性温茂，美風儀，寓於蒲之普救寺。（『侯鯖録』）

2 c 張君寓蒲之普救寺。（『類説』）

2 d 張君瑞寓蒲之普救寺。（『緑窓新話』）

のように，よく似た節略をされている例も見られる。

このように四種の本文が類似していることは，何を意味するのであろうか。

『太平広記』成立以後次第に本文が変化してしまった結果なのか、あるいは別系統の本文を伝えているのか、また別系統の本文だとすれば、両者はいつ頃別れどちらがよい本文なのか。更に二つ目に挙げた節略の類似が偶然でないなら、その理由も尋ねなければならない。四種の中で最も古いと思われる『侯鯖録』の本文を他の三種が踏襲しているのか、そうだとすれば他の三種の本文はあまり資料的価値を持たないことになる。あるいはこの四種の本文の編者が共通して利用できる「鶯鶯伝」の節略本が当時存在したのだろうか、もしそうならそれはどのようなものでありなぜ作られたのであろうか。⁸⁾ 疑問はいくらでも膨らむが今の段階では答えを出すには判断材料が少なすぎて、いずれとも確言できないので、ここでは問題を提示するにとどめておく。

Ⅲ 『侯鯖録』のテキスト

まず、四種の本文の中で最も古いと思われる『侯鯖録』をとりあげ、明抄本によった涵芬楼本『説郛』所収本（「侯抄」と略称する）と、康熙年間重編補刊の『稗海』所収本（「侯稗」と略称する）の二種類の「鶯侯」本文を比較して、両者の特色を知ることから始めたい。

「侯抄」と「侯稗」を比較してみると、両者の間で本文が異なるとき、特異な本文であるのは「侯抄」のほうであることが多い。両者の異なる箇所をはじめから五例挙げると次のようになる（以下両者の比較をするときは「侯抄」/「侯稗」の形式で示す）。

- a 可償恩哉/可常恩哉, b 以仁兄之禮奉承/以仁兄之禮奉見, c 崔辭以疾。怒曰/崔辭以疾。鄭怒, d 凝眸艷色/凝眸麗絶, e 問其年紀/問其年幾

該当箇所を『太平広記』⁹⁾の本文（「鶯太」と略称する）で示すと以下のようになる。

- a 可常恩哉, b 以仁兄禮奉見, c 久之辭疾。鄭怒, d 凝睇怨絶,
e 問其年紀

『董解元西廂記』（「董西」と略称する）の場合は以下の通り。

- a 可忘其恩哉, b 以仁兄禮奉, c 鶯辭以疾。夫人怒, d 凝睇怨絶,
e 問鶯齒

以上わずかな例であるが、「侯稗」, 「鶯太」, 「董西」と比べ「侯抄」の本文が違いが多いことはわかると思う（『類説』は、この五例について該当箇所がないので比較できない）。

また、「侯稗」は宋代の本文をそのまま伝えている箇所がある。

3 今之貞元庚辰十七年矣/於今之正元庚辰十七年矣

この箇所年号としては「貞元」が正しい。「侯稗」が「正元」としたのは、宋の仁宗（在位1023-1063）の名を諱んだもの。¹⁰⁾「鶯侯」の作者は1061年の生まれであるから、当然「正元」と書いたはずであり、「侯抄」が「貞元」となっているのは、後に書き写した人間が本文を正しく直してしまったためと考えられる。「侯抄」も「貞元」は直っているが、次の例では「正」を「貞」に直していない。

- 4a 崔之正順自保, 雖所尊不能以非語犯之。（「侯抄」, 「侯稗」同文）

「董西」は金王朝の支配下で作られた作品で、宋の皇帝の名を諱む必要がないので、この箇所を、次の4bのように「貞順」としている。

- 4b 鶯鶯幼從慈母之教, 貞順自保, 雖所親不可以非語犯。

『侯鯖録』と同じく宋代のものであっても、『太平広記』は仁宗即位以前に成立しているため、この箇所どちらも「終於貞元庚辰, 生年十七矣」, 「崔之貞慎自保, 雖所尊不可以非語犯之。」と「貞」になっている。これが明版まで継承されたことは、明版出版に際し利用された『太平広記』が、その完成時の状態を、「鶯太」についていえばよく保存していたことを示している。¹¹⁾

以上の本文比較から我々は何を読みとれるだろうか。

例3, 4は、「侯稗」が「侯抄」よりも宋代の本文をよく伝えていること、「侯抄」は後の人間による書き換えがあることを示している。「侯稗」が古い本文を残している理由は、『稗海』の編者が宋代のよい本文を入手できたか、ある

いは『稗海』にたどりつくまでの抄本、刊本の作成者がもとの本文を写すのみで校訂に熱心でなかったかのいずれであろうが、後に引用する例6, 12, 19などの誤字から考えると、あまり教養のない人間が機械的に書き写した可能性が高いのではないかと思う。

また「侯抄」の、

- 5a 因飾饌以命張。中堂讌之，復謂曰：“姨之孤嫠未亡，提攜幼稚，不幸屬師徒大潰，實不保其身。弱子幼女，猶君之所生也。（以下略）”

となっている箇所、「侯稗」では次のようになっているのも、例6, 12, 19のずさんさから見て「侯稗」が本文を脱落させた結果と思われる。

- 5b 因飾饌以命張，曰：“姨之孤嫠未亡，提攜。弱子幼女，猶君之所生也。（以下略）”

次に、「侯抄」の本文の方が他と異なることが多い点についても、二つの説明が可能である。一つは、書き写しが一回なのか、数回にわたるのかはわからないが、「侯抄」を書き写した人間が正しいあるいはよいと信じる本文に直してしまったと考えること。今ひとつは、書き直しが『稗海』出版時に行われたのか、それ以前かはわからないが、「侯稗」は他の本文を参照して直してしまったと考えること。これについては、「貞/正」の諸例と考えあわせれば、前者の可能性が高いだろう。

筆者は、「侯抄」を収めた『説郛』が抄本に基づく校本ということで「侯稗」よりも資料的価値が高いと思っていたのであるが、実際はそうではないようである。至正丙午（1366）の叙をもつ『輟耕録』の巻17「崔麗人」の条にも「鶯侯」が抄録されている。この条には、「侯抄」と「侯稗」の本文の不一致として取り上げた五例のうちbの箇所が見いだせるが、「侯抄」と同じ「以仁兄之禮奉承」となっている。

『輟耕録』と『説郛』はともに陶宗儀の著作である。恐らく彼が目にした「鶯侯」はこの箇所が「奉承」となっていたのであろう。このことから、まず我々が利用している「侯抄」は『説郛』が編纂されたときの本文をよく保存していること、次に宋から元末明初までの伝承の過程で「鶯侯」は、かなり変化していたらしいことが予想される。涵芬楼本『説郛』は『説郛』の本文としては優

れているかもしれないが、「鶯侯」の本文としては元末明初のくずれた本文にすぎないと言える。

IV 本文の合理化

いよいよ『侯鯖録』に引用された「鶯鶯伝」本文について検討を加えてゆくことにしたい。これまで一括して扱ってきたが、『侯鯖録』の「鶯鶯伝」に関する記述は、細かく分ければ、王銓の、「伝奇弁正」（弁正と略称する）を引用している部分と、「元微之年譜」（年譜と略称する）、「伝奇（鶯鶯伝）」（伝奇と略称する）の節録の三つの部分からなっていて、これらの本文は一致しないことがあるので、まず「鶯侯」をこの三つの部分に分け、三者の本文の比較から初めてみたい。なお本文は「侯稗」により、必要に応じて「侯抄」との異同を注記する。

まず弁正、年譜に共通して引用されている「鶯鶯伝」本文について。弁正に引用されている「鶯鶯伝」本文は6文、年譜は7文、このうち両者が重なるのは、次の例6、7、8である。両者間で本文が異なるのは例7の中の一のみであるが、これを『太平広記』（以下「鶯太」と略す）と『類説』（以下「鶯類」と略す）の本文と対照させると、弁正と年譜の本文は、これらと本文が異なっている。

- 6 a 明年文戦不利。(弁正)
- 6 b 文戦不利，遂上京師。(年譜)
- 6 c 明年文戦不利，遂止于京。(伝奇)
- 6 d 明年張文戦不勝，遂止於京。(「鶯類」)
- 6 e 明年文戦不勝，張遂止於京。(「鶯太」)

6 b の「上」は「止」の誤り（「侯抄」は「止京師」になっている）。

- 7 a 生年二十二不知女色。(弁正，「侯抄」は「尚不知女色」)
- 7 b 生年二十二未近女色。(年譜)
- 7 c 小生二十三歳，未嘗近於女色。(「董西」)
- 7 d 以是年二十三未嘗近女色。(「鶯太」)

『類説』は該当箇所がないので確認できないが、明代でも、『虞初志』、『艷異編』、『情史』、宛委堂本『説郛』所収「会真記」（「鴛説」と略称する）いずれも「二十三」である。

- 8 a 後歳餘生亦有所娶。(弁正)
- 8 b 後歳餘崔亦委身於人。生亦有所娶。(年譜)
- 8 c 歳餘崔委身於人。張亦有所娶。(伝奇)
- 8 d 歳餘崔委身於人。張亦有所娶。(「鴛類」)
- 8 e 後歳餘崔已委身於人。張亦有所娶。(「鴛太」)

例8では伝奇の本文が「鴛類」, 「鴛太」と一致し, 弁正, 年譜と異なっている。実は弁正, 年譜と伝奇の三者の本文が一致し, 「鴛類」, 「鴛太」と異なっているのは例6一例しかなく, むしろ弁正, 年譜はこの例8のように伝奇の本文と異なることが多い。

例えば次の二例は年譜が伝奇と異なる例。この箇所については, 『董解元西廂記』にも該当箇所があるのであわせて引用する(以下「董西」と略す)「鴛類」は例9と10どちらも該当箇所がなく, 例9のみ『類説』の抄本によって補うことができた。二例とも年譜が他本と異なっており(能/善, 氣/風), 伝奇は「鴛太」と同文である。

- 9 a 春氣多厲。(年譜)
 - 9 b 春風多厲。(伝奇)
 - 9 c 北風多厲。(「鴛類」抄本)
 - 9 d 秋風方肅。(「董西」)
 - 9 e 春風多厲。(「鴛太」)
- 10 a 丁文雅不能御軍遂作亂。(年譜)
 - 10 b 丁文雅不善於軍。軍之徒因大擾, 劫掠蒲人(伝奇)
 - 10 c 軍徒因喪而擾掠蒲人。(「鴛類」)
 - 10 d 被丁文雅不善御軍。其將孫飛虎半萬兵叛, 劫掠蒲中。(「董西」)
 - 10 e 有中人丁文雅不善於軍。軍人因喪而擾, 大掠蒲人。(「鴛太」)

例10は複雑である。年譜と「董西」は「御軍」となっているのに, 伝奇は「鴛

太」と同じ「於軍」である。しかし「劫掠」となっている点で伝奇は「董西」と同じであり、一方「鶯類」は「鶯太」と同じ「大掠」になっている。更に言えば年譜のみ「不善」ではなく「不能」になっている。

第二節で述べたように、全体としてみれば「鶯類」や「董西」の本文は「鶯太」よりも「鶯侯」に近い。しかしその「鶯侯」, 「鶯類」, 「董西」の間でも、例10以外にも例8dの「矣」のような独自の付加, 9cの「北風」, 9d「秋風」のような三本の不一致などさまざまな違いが発生している。これらは三本それぞれ様々な理由から発生させた書き換え書き違いのたぐいであろうが、このままでは本来の姿を確定することは難しく、それぞれがどのような書き換えを起こしやすいかを今後把握することが必要である。

「鶯類」と「董西」については別に論ずるとして、「鶯侯」の書き換えについて言えば、一種の合理化とでも言うべき傾向が一つの特色といえる。

まず弁正の例。ここでも伝奇は「鶯類」や「鶯太」の本文に近い。なお12aの箇所「侯抄」では「生以文調西去」となっている。

- 11 a 生立綴春詞二首以授之。(弁正)
- 11 b 張大喜立綴春詞二首以授之。(伝奇)
- 11 c 張大喜立綴春詞二首以授之。(「鶯類」)
- 11 d 張遂綴春詞以授婢達之。(『緑窓新話』)
- 11 e 張大喜立綴春二首以授之。(「鶯太」)

- 12 a 生已有辭回去。(弁正。)
- 12 b 張生以文調及期, 又當西去。(伝奇)
- 12 c 生以文調及期, 又當西去。(「鶯類」)
- 12 d 張生俄以文調及期, 又當西去。(「鶯太」)

このように弁正と年譜はすべて「生」で書き直されている。一方伝奇, 「鶯類」, 「鶯太」について本文全体を調べてみると, 「鶯類」が, 12cで「生」を使っているのを例外として他は皆「張」か「張生」である。

登場人物の呼称を整理している例は, 伝奇にも見られる。

鶯鶯の侍女のことを, 伝奇以外の諸本はまず「婢」と呼び, 途中から「紅娘」に変えている。ところが伝奇では一回も「婢」と呼ばれることがなく, 最初に登場した時から一貫して「紅娘」と呼んでいる。紅娘の登場から「鶯類」, 「鶯

太」が「婢」ではなく「紅娘」と呼ぶようになるまでの箇所を抜き出すと以下のようになる。

まず紅娘の登場。伝奇はここでも「侍兒」と言って「婢」と言わない事に注意されたい。

- 13 a 崔之侍兒曰紅娘。(伝奇)
- 13 b 崔婢曰紅娘。(「鶯類」)
- 13 c 崔之婢曰紅娘。(「鶯太」)

例14は「鶯太」にしか見られない。

- 14 婢復至。(「鶯太」)

例15, 16は『緑窓新話』(以下「鶯緑」と略す)にも該当箇所がある。また例16は一部を例4としてすでに引用している。

- 15 a 紅娘復至曰：“郎之言，所不敢忘。(8字略)何不因其媒而求娶焉。”(伝奇)
- 15 b 紅娘曰：“何不因其德而求娶焉。”(「鶯類」)
- 15 c 崔婢紅娘曰：“何不求娶焉。”(「鶯緑」)
- 15 d 婢因謂張曰：“郎之言，所不敢言。(14字略)何不因其德而求娶焉。”(「鶯太」)

ここでは「鶯類」と「鶯緑」も「紅娘曰」になっている。この箇所の「鶯緑」について補足しておくとして、冒頭の「崔婢」が「紅娘曰」と繋がっているが、これは削除が甚だしいため、他本で言えば例13に相当する箇所と思われる。この他ここでは伝奇の「因其媒」も他本と異なっている。

- 16 a 紅娘曰：“崔之正順自保，雖所尊不能以非語犯之。然而善屬文。(11字略)君試爲喻情詩以亂之。”(伝奇)
- 16 b 婢曰：“崔喜屬文。君試爲喻情詩以亂之。”(「鶯類」)
- 16 c 婢曰：“君試爲情詩以亂之。”(「鶯緑」)
- 16 d 紅娘笑曰：“鶯鶯幼從慈母之教，貞順自保，雖所親不可以非語犯。下人

之謀，固難入矣”（「董西」）

- 16 e 婢曰：“崔之貞慎自保，雖所尊不可以非語犯之。然而善屬文。（11字略）君試爲喻情詩以亂之。”（「鶯太」）

この例では「鶯類」，「鶯緑」が「紅娘」から「婢」に戻り，「董西」は伝奇と同じく「紅娘」を使っている。しかしその「董西」も「不能」ではなく，「鶯太」と同様に「不可」である。

例16と次の例17の間に，例11がはいり，この箇所では「鶯緑」のみに「婢」がある。短い文章であるので繰り返し引用しないが，「鶯緑」は文章に手を加えるに当たり，呼称として「紅娘」ではなく「婢」を選んでいることは注意しておきたい。

- 17 a 是夕紅娘復至。（伝奇）
 17 b 是夕紅娘將彩牋曰（「鶯類」）
 17 c 是夕紅娘復至。（「鶯太」）

この例17から後は諸本「紅娘」となる。

この他に，形式を統一しようとしたと思われる例を二つ挙げる。なお同じく「鶯鶯伝」本文であっても，この箇所「鶯説」は，「鶯太」と異なるので18 e として挙げておく。

- 18 a 乃命其子曰歡郎，次命其女曰鶯鶯，出拜爾兄。（伝奇）
 18 b 令幼女出拜曰：“爾兄活爾。”（「鶯類」）
 18 c 夫人令紅娘命鶯鶯出拜爾兄。（「董西」）
 18 d 命其子曰歡郎，可十餘歲，容甚溫美。次命女，出拜爾兄。爾兄活爾。（「鶯太」）
 18 e 命其子曰歡郎，可十餘歲，容甚溫美。次命女，鶯鶯出拜爾兄活爾。（「鶯説」）

この箇所「鶯鶯」を含むものも，また「曰」を含むものもいずれか一方なら伝奇以外にもある。しかしこの両者を持つものは伝奇のみである。どの本文が本来のものか，なぜこのような違いができたのかを説明することは難しいかもしれないが，伝奇に限って考えれば，前半の「命其子曰歡郎」と対になるように

処理されていることは間違えないだろう。

次は鶯鶯の手紙の一節。ここでも「董西」は伝奇に近く、「鶯類」は「鶯太」と同じである。なおこの箇所例19 a「桃」と「核」は字の誤りであろう。「侯抄」は「援琴之挑」,「投梭之拒」である。

- 19 a 兄有援琴之桃, 鄙無投核之拒。(伝奇)
- 19 b 君子有授琴之挑, 鄙人無投梭之拒。 (「鶯類」)
- 19 c 兄有援琴之挑, 鄙人無投梭之拒。(「董西」)
- 19 d 君子有授琴之挑, 鄙人無投梭之拒。(「鶯太」)

まず「鶯太」によって「鶯鶯伝」中で鶯鶯が自分と張生をどう呼んでいるかを見てみたい。「鶯鶯伝」中に鶯鶯の台詞は三カ所(伝奇は二番目の台詞が削除されていて、二カ所)、手紙はこの一カ所があるが、はじめの台詞では、張生のことを「兄之恩」のように「兄」と呼んでいる、次の台詞では「我不可奈何矣」と自分のことを「我」¹⁹⁾と言い、最後の台詞では「愚不敢恨必也」と自分のことを「愚」,「君終之」のように張生のことを「君」と呼んでおり、この手紙の中では、「無以鄙爲深念」のように自分を「鄙」と言い、張生のことを指して「君子」と言っている。伝奇でも他の箇所の呼び方は変えていない。

伝奇で「鄙人」が「鄙」になっているのは、この手紙の他の箇所とそろえたものと思われるし、「君子」を「兄」に変えたのは、恐らく「鄙」が一文字なので、「君」でなく「鄙」でなければならない理由はわからないが、二文字の「君子」ではなく一文字の「兄」を使ってこれにそろえたのであろう。

このように「鶯侯」が本文を合理化する傾向にあることを知れば、例7が「鶯侯」のみ「二十二」であったのは、弁正と年譜が書き換えられたものと考えべきだろう。弁正と年譜が「二十二」に書き改めた理由を見つけることはそれほど難しくない。弁正は「鶯鶯伝」の主人公「張生」は作者元稹だと言うことを証明しようとするものであるし、年譜もそれを前提に作者の実人生と「鶯鶯伝」の文章を対照させている。つまりこの二つの文章は、張生と鶯鶯が出会った貞元庚辰(800年)の年に作者の年齢は22歳であるので、張生の年齢も当然「二十三」でなく「二十二」のはずだと考え書き直してしまったに違いない。

弁正と伝奇それぞれが意図的な書き換えをしていることはほぼあきらかになった。しかし不明な点もまだ残っている。伝奇では「紅娘」を書き換えておきながら、一方で「張」や「張生」を弁正や年譜のように書き換えによって統

一しなかったのはなぜなのか。また弁正の部分の作者は王銍であり、年譜と伝奇の部分の作者は趙令時のはずである。それなのになぜ同じ作者によって書かれたはずの年譜と伝奇の間で本文が異なり、作者が異なるはずの弁正と年譜の本文が似ているのであろうか。

弁正、年譜、伝奇の間で本文が異なる理由をはっきりと説明することはできないが¹³⁾、このような本文の相違にも関わらず、この三者の背後に共通の「鶯鶯伝」本文を想定することは可能であるように思う。一例とはいえ例6のような三者が同じ本文であってしかも「鶯類」、「鶯太」と異なった文が存在するのはその一つの証拠であらうし、次の例20も有力な根拠になる。

- 20 a 生發其書於所知，予亦聞其說。生所善楊巨源爲崔娘詩一絶。(弁正)
 20 b 張發書，所善楊巨源賦崔張詩云，(「鶯類」)
 20 c 張發其書於所善楊巨源，巨源因賦詩云，(「董西」)
 20 d 張生發其書於所知，由是時人多聞之。所聞楊巨源，好屬詞，因爲賦崔娘詩一絶。(「鶯太」)

この例20 a 「予亦聞其說」は「鶯太」の「由是時人多聞之」に対応する文である。弁正は「予」という自称を挿入することで、この物語は張生の友人が見聞したことを語っていると言う設定に改めたのである。これは例2 a で伝奇が「余所善張君」と「余」(「侯抄」はどちらも「予」と表記している)を付け加えたことと呼応しており、弁正と伝奇の書き換えは一続きのものとなっているので、背後に「予」が一人称で語る「鶯鶯伝」が存在すると思われる。

VI 小 結

以上、自ら問いを發し自ら答えを出しながら検討を続けてきたが、残念ながらまだ今ある版本がどのようなものであるのかについて、おぼろげな輪郭しかつかめなかった。最大の困難は時間である。今ある版本について、他本と違いがあることはわかっても、その違いをいつ誰が發生させたのか、それを特定できない。

たとえば、例19で「董西」が伝奇と同じ「兄」を使っているが、「鄙人」の方は「鶯類」、「鶯太」と同じままになっていることが気にかかる。「兄」と「鄙」を対にしたのはいつ誰なのか。完成した順序で考えれば、変化は「鶯侯」

→「董西」のはずであるが、そうならなぜ「董西」は「兄」、「鄙人」という中途半端な姿にしてしまったのか。あるいは、「鶯侯」や「董西」が利用できた本文は「兄」、「鄙人」であったのか。また「鶯侯」が「兄」、「鄙」になったのは何時なのか。『侯鯖録』の完成時なのか、『稗海』の出版時なのか、推定はできても確定はできない。

新旧様々な層の積み重なってできているはずの本文の、その層を識別して古い層に到達するにはどうすればよいのだろうか。今回「鶯侯」について指摘した、合理化する傾向は一つの層だと思うが、それが新旧いずれの層に属するののかは不明と言うしかない。単純に考えても、『侯鯖録』成立以前からのもの、『侯鯖録』に収める際に書き換えた、転写の過程で誰かが書き換えたなどの可能性がある。今ある版本にたまたみ込まれている歴史を読みとることは難しい。

しかし、新資料の発見を除けば、今ある版本から古い層に到達するしか方法はないのであって、今後明代の宋版の収蔵状況、抄本の作られる状況、書物刊行の具体的作業などを明らかにすることと、「鶯類」、「鶯録」、「董西」についても検討を加えることによって、疑問や不明確な箇所を取り除き、宋代に於ける唐代小説の姿に近づくしかないのである。

完稿於1998年7月15日

注

- 1) 大塚秀高『緑窓新話』と『新話摭粹』（『日本中国学会報』30 1978）p. 150
- 2) 本文は、金文京等著『『董解元西廂記』研究』（汲古書院 1998）。
- 3) テキストは、『類説』（芸文印書館影印本 刊年不記）
- 4) テキストは、『稗海』（中文書店影印本 1985）。
- 5) 『類説』の明抄本は芸文印書館影印本に校記として採用されている。『侯鯖録』の明抄本は校本が商務印書館から出版されている。筆者が利用したのは、『説郛三種』（商務印書館 1988）所収の再刊本。
- 6) テキストは『緑窓新話』（上海古籍出版社 1991）
- 7) 「不能定情」となっている箇所が『侯鯖録』、『董解元西廂記』で「不能以禮定情」となっていることはすでに指摘がある。陳寅恪『元白詩箋証稿』『附校補記』（上海古籍出版社 1978）p. 347-48、周紹良『『伝奇』箋証』（『紹良叢稿』齊魯書社 1984 所収）p. 183
- 8) 筆者はかつて、「封陟」という唐代の小説について『類説』と『酔翁談録』の本文節略が一致することを指摘したことがある（『『封陟』の改作』『中国文化』49 1991）p. 28。『侯鯖録』、『緑窓新話』、『酔翁談録』、『董解元西廂記』は皆民間文芸に関する資料であるので、一つの可能性として、節略本が民間文芸に携わる人々の間に流布していたと言うことも考えられる。

- 9) テキストは『太平広記』（中華書局 1981）
- 10) 「侯稗」にも一カ所「按元微之所傳奇鶯鶯事，在貞元十六年春」と貞元とした箇所がある。しかしこの箇所影印本を見る限り字がいささか不自然で、原本で不鮮明であったのを影印の際に手を加えたように見える。宋代に貞元を正元とした例は、王彦坤『歴代避諱字彙典』（中州古籍出版社 1997）p. 632-33参照。
- 11) 「鶯太」の本文が「貞順」ではなく「貞愼」になっているのは興味深い。「愼」は宋の孝宗（在位1163-1169）の避諱なので、あるいは本来「貞愼」であったものが「正愼」→「正順」と改まったのかもしれない。
「侯抄」，「侯稗」の「以保人之姦不正」と言う箇所も，「董西」では「不正」が「不貞」となっている（『類説』の抄本も『太平広記』もこの箇所は「不義」である）。「董西」は，金に宋から「貞」が「正」に改められた後の「鶯鶯伝」本文が伝わり，それをもう一度「貞」に戻したと考えた方がよいかもしれない。
- 12) 中華書局本『太平広記』の校記によれば，この「我」明抄本では「知」。
- 13) 弁正，年譜と伝奇では，弁生と年譜は，すでに述べたように「鶯鶯伝」が作者の実人生と重なることを考証したものであるが，伝奇は歌曲に添えられたもので芸能であると言う性格の違いも関係していると思われる。